

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	旧農地法に基づく国有農地等に関する制度及び運用の見直し (旧農地法) 【政令改正等】 (管理番号：25, 87, 89, 91)	千葉県／三重県、宮城県、広島県／宮城県、三重県、秋田県、長野県、広島県 (法務省、農林水産省)	平成21年農地法改正法による改正前の農地法（旧農地法）の規定に基づき、都道府県が管理する国有農地等に関する以下の制度・運用の見直しを行うことで、地域における迅速かつ有効な土地利用及び行政事務の効率化に資する。 ① 国有農地等の農業利用目的での貸付け又は売払いについて、耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アールに満たない者等も対象とすること。 ② 国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間（6カ月）を短縮化すること。 ③ 国有農地等の取得時効の認定に係る運用について、明確な基準の策定、手続きの簡素化及び自作農財産紛争処理等連絡協議会の運用の見直し等を行うこと。	次頁のとおり	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	(①について) 国有農地の耕作目的の貸付地（農耕貸付地）は、買収当時の小作地が大部分であり、これは、経営規模が零細であることから、小作人への売渡ししが保留され、貸付けが継続されたことによるものである。 一方で、新規の貸付け等は、農地法第3条第2項第5号の要件を満たす者に対し行われてきたところである。 農地法に基づく農地の権利取得における下限面積の要件（取得後の農地面積の合計が50アール以上等）については、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としており、上記の経緯も踏まえると国有農地のみこの要件を不要とすることは困難である。 なお、農地法第3条第2項第5号の要件については、農地法施行規則第17条により、農業委員会が地域の実情に応じて適当と認められる面積に引き下げることができるよう措置しているところであり、これにより、国有農地等についても、耕作に意欲のある者に新規の貸付けや売払いができるものとする。	(①について) ○ 各地域の実情に応じ、農業委員会が下限面積の要件として設定できる別段の面積の実態（別段の面積の規模別の状況、設定に要する手続的負担等）について必要最小限度で早急に調査した上で、現行制度の別段の面積の設定では提案団体等の支障が十分には解消できないことが確認された場合には、戦後70年が経過する中で、いつまでも都道府県に国有農地等の管理を行わせることがないよう、国有農地等の早期処分の実現に向け、国有農地等に関する下限面積要件の見直しを検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	(②について) 国有農地等の買収前の所有者又はその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）の買受け意向確認について、6か月の公告期間を設定している。当該期間は、農地改革後60年経過し、都道府県が行う旧所有者等を特定する事務処理に多大な労力を要する状況となっていたことから、平成21年の農地法等の改正により、都道府県による旧所有者等の特定に係る探索手続きを合理化し、これにともない、民法（相続人の探索の公告の期間（民法第958条））等の規定を踏まえ、所在不明な旧所有者等がいることを念頭に当該土地を売払うことの周知と、買受けを熟考するために必要な行政上配慮すべき期間として定められたものであり、近年旧所有者等からの売払い希望がないからといってこれを短縮することは権利者保護の観点から不適当だと考える。 なお、令和元年度の地方分権改革の提案を受け、不要地認定から財務局等への引継ぎまでの標準処理期間等を定め、円滑・迅速な手続きが行われるよう措置したところ。今後は、旧所有者等への公告手続きも含め早期に手続きが進むよう努めるとともに、地方農政局等に周知を行う。	(②について) ○ 1次ヒアリングにおいて、平成21年の農地法等の改正で公告期間を6か月と定めたところ、更なる見直しを行うための立法事実がないという説明があった。 しかし、提案団体からは、当該公告期間により早期処分が阻害される、旧所有者等からの買受申込みがないといった実情が示されていることから、平成21年の農地法等の改正により早期処分が実現されたか等の実態を必要最小限度で早急に調査し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	(③について) 国有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「自紛」という。）を開催し、自紛で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の囑託をする。自紛の開催については、柔軟な開催を促す観点から、出席者を、付議事案の所在地を管轄する法務局、農政局及び都道府県の委員のみ（それまでは、管轄する法務局と農政局の管内全ての都道府県等が出席）で足りることを内容とする通知の改正を平成31年3月に行ったところ。 その上で、自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続については、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。 他方、自紛で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化については、被買収者からの所有権の移転の登記等が記録されている以上、登記権利者となった者の十分な手続保障の下での関与がないまま、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる制度の創設は許されないと考える。 (25) 提案に際し、具体的な支障事例として示された「国有農地の時効取得について、農政局が明確な理由を示さず自作農財産紛争処理等連絡協議会に付議出来ない旨告げられた」ことを含めて、管理番号25と同様に自紛の開催状況や自紛における時効取得の完成の成否に関する手続について、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。(91)	(③について) ○ 自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「自紛」という。）の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断したが自紛への付議に至らなかった案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 ○ 法務局の欄外登記看過による二重登記について、都道府県に承諾書の徴収事務を負担させる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原因者である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止 (宅地建物取引業法、積立式宅地建物販売業法) 【法律改正】 (管理番号：189)	神奈川県、埼玉県 (国土交通省)	二以上の都道府県に事務所を設ける宅地建物取引業者(国土交通大臣免許業者)が、国土交通大臣に提出する免許の申請、変更の届出、廃業等の届出、事務所以外の施設の設置の届出等に係る申請書及び届出書について、都道府県を経由して提出する義務付けを廃止する。 これにより、申請者等の利便性向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。	経由事務の廃止については、事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか、都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないかといった、申請者や各都道府県等における支障の有無等を確認しながら、今後の対応を総合的に検討していく。	○ 建設業において経由事務が廃止された事例を踏まえつつ、経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無等を必要最小限度で早急に調査した上で、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 ○ 事務所以外の施設の設置の届出に係る経由事務の廃止についても、同様に、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 ○ 本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されている中、窓口における対面での手続の必要性は、経由事務を存続させる根拠とはならないのではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
24	不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県經由事務等の廃止 (不動産の鑑定評価に関する法律) 【法律改正】 (管理番号：190)	神奈川県 (国土交通省)	二以上の都道府県に事務所を設ける不動産鑑定業者(国土交通大臣登録業者)が、国土交通大臣に提出する登録の申請、登録換えの申請、変更の登録の申請及び廃業等の届出に係る申請書及び届出書について、都道府県を經由して提出する義務付けを廃止するとともに、国土交通大臣登録業者に係る登録簿等の都道府県における供覧を廃止する。 これにより、申請者等の利便性向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。	「不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県の經由事務」及び「不動産鑑定業者登録簿等の供覧等」について、各都道府県や申請者等における支障の有無や閲覧の実績を確認した上で、今後の対応を検討していく。	○ 建設業において經由事務が廃止された事例を踏まえつつ、經由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無を必要最小限度で早急に調査した上で、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 ○ 都道府県における大臣登録業者登録簿等の供覧の廃止についても、同様に、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
25	一級建築士免許等に係る都道府県経由事務の廃止及び申請窓口等の一本化 (建築士法) 【法律改正】 (管理番号：191)	神奈川県 (国土交通省)	一級建築士の免許等に関する国土交通大臣への書類の提出、住所・死亡等の届出及び国土交通大臣による書類の交付について、都道府県を経由する義務付けを廃止するとともに、中央指定登録機関に申請窓口等を一本化する。また、一級建築士試験の受験の申込みについて、都道府県を経由して提出する義務付けを廃止する。 これにより、申請者等の利便性向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。	＜都道府県知事経由事務の廃止について＞ 実際の事務処理状況、他の都道府県等の意見等を踏まえて廃止による支障がないことが確認できれば、廃止する方向で検討する。 ＜申請窓口等を一本化することについて＞ 建築士法第10条の3に規定する一級建築士免許等事務に係る都道府県知事経由事務を廃止した場合、同法第5条の2に規定する住所等の届出等は国土交通大臣宛てに行うこととなるが、これらの届出等については免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、窓口を一本化することは困難である。	○ 経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無等を必要最小限度で早急に確認した上で、提案を実現する方向で検討いただきたい。 ○ 免許の取消し等の事務を国において処理する場合であっても、窓口業務は中央指定登録機関に行わせることができるのではないかと。関係機関の意見を踏まえつつ、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 【要領改正】 (管理番号：23, 168, 192)	石川県／島根県、 中国地方知事会 ／神奈川県 (国土交通省)	社会資本整備総合交付金の申請等に係る手続については、平成30年度から社会資本整備総合交付金システムが導入されているが、鑑文書等については引き続き紙媒体による押印文書の提出が必要とされているため、当該文書を電子化する。 これにより、地方公共団体の事務負担の軽減及び事務処理の迅速化が可能となる。	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。 現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続が完了するようSCMSの機能改修の検討を現在進めているところですが、その他の機能の改修・拡充についても検討を進めてまいります。	○ 1次ヒアリングにおいて、社会資本整備総合交付金に関し、事務手続のデジタル化及び公印の省略をすることについて説明があった。 本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されたことや共同提案団体の意見も踏まえ、国土交通省所管の補助金等全体に関するデジタル化や公印廃止に向けたスケジュールを2次ヒアリングまでに示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化 (文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律) 【要綱改正】 (管理番号：226)	太宰府市 (文部科学省)	地方公共団体が、史跡等購入費補助金により取得した土地を活用して史跡等の保存を目的とした財源を得ようとする場合、その行為が補助金の交付の目的に反した使用に該当する場合もあるため、活用の範囲を明確化する。 これにより、地方公共団体の自主的な史跡等の保存のための財源確保に資する。	「求める措置の具体的内容」で例示されている、「史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等すること」については、収益を史跡の管理費等に充当する場合は補助金適正化法上の目的に反した使用には当たらないものとして取り扱っていますが、類似のケースを含め地方公共団体によっては抑制的に解釈している場合もあるものと考えます。 御提案を踏まえ、史跡等購入費国庫補助により取得した土地の活用範囲については、活用可能な場合の例を示すなど、その明確化に努めてまいります。	○ 補助金適正化法上の「目的に反した使用」ではない管理行為により発生した副産物(間伐材等)を活用して得られた収益は、史跡の管理費等に充当しなくても、同法上問題ないのではないか。 ○ 史跡の管理費等に充当しなければならぬのであれば、その理由を示すとともに、「史跡の管理費等」の範囲について、具体例を示しつつ明らかにすべきではないか。 ○ 間伐材等が「やむをえず」生じたものかを判断するための、考え方や留意点を明らかにすべきではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
28	家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とす見直し (家畜伝染病予防法) 【法律改正】 (管理番号：132)	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 (農林水産省)	家畜伝染病の発生を予防するために実施する家畜に対する検査、注射、薬浴及び投薬については、都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する家畜防疫員が実施することとされているが、民間獣医師による実施を可能とする。 これにより、家畜防疫員の負担が軽減され、長期的かつ継続的な取組が求められる豚熱等に係るワクチン接種について円滑かつ効率的な実施が可能となり、もって家畜の伝染性疾病的発生を予防し、畜産の振興に資する。	豚熱ワクチンの無計画かつ無秩序な使用は、発生拡大の防止や清浄性確認の際に支障を来すおそれがあることから、予防的な豚熱ワクチンの接種は原則行わないこととし、飼養衛生管理の徹底のみによっては豚等における感染の防止が困難と認められる場合に限り、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第6条第1項に基づく都道府県知事による予防的ワクチン接種命令の実施を認めているところである。 このように、例外的に認めている豚熱ワクチンの接種については、防疫上接種区域の全ての豚飼養施設において実施する必要があるところ、その確実な接種を担保するため、法第6条に基づく都道府県知事による接種命令として実施し、注射等の主体についても都道府県知事の指揮監督下にある都道府県職員である家畜防疫員に限定しているものである。 一方、都道府県知事が民間獣医師を常勤・非常勤を問わず都道府県職員として任用した上で家畜防疫員に任命することは妨げられるものではない。	○ 確実なワクチン接種の担保については、都道府県知事の指揮監督下にある家畜防疫員に限らず、民間獣医師に委託した場合でも、契約等に条件を付すことなどにより、可能ではないか。 住民の権利義務に関わる業務について事実行為を委託している例や、民間医師へ行政調査やヒトの予防接種を委託している例も踏まえて検討いただきたい。 ○ 民間獣医師を会計年度任用職員として任用することについて、都道府県において支障が生じていることを真摯に受け止め、提案の実現に向けて検討し、見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直し (沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法) 【法律改正】 <H28年フォローアップ案件> (管理番号：136, 254)	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会 (農林水産省)	沿岸漁業改善資金（沿岸漁業に従事する漁業者の経営・生活の改善のために必要な資金を無利子で貸し付ける制度）について、現行では都道府県が担保又は連帯保証人を徴求した上で直接貸し付ける制度になっているところ、漁協等の金融機関による転貸融資を可能とした上で、機関保証の対象とすることを可能とする。 これにより、地域の実情に応じた民間ノウハウを活用した貸付が可能となり、当該資金の活用拡大に繋がることで、新規漁業就業者の確保・定着の促進に資する。	【平成28年対応方針】 (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供などの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。 (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	○ 既に転貸融資方式を導入している林業・木材産業改善資金の事例を参考に、各都道府県や関係金融機関の意見を踏まえつつ具体的な制度設計について検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	郵便局において取扱いが可能な事務の拡大 (地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律) 【法律改正】 (管理番号：121)	泰阜村、長野県、大町市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町 (総務省、法務省)	郵便局において取扱いが可能な事務の範囲を見直し、以下の取扱いを可能とする。 ① 住民異動届、印鑑登録の受付等 ② 法律第2条において交付の請求の受付、引渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ③ 戸籍謄本等・除籍謄本等、戸籍の附票・除附票の写し、印鑑登録証明書の代理請求の受付等 これにより、住民に身近な郵便局におけるワンストップサービス化が可能となり住民サービスが向上するとともに、行政事務の効率化に資する。	【総務省】 転出届及び印鑑の廃止の申請の受付並びに住民票の写し等の代理請求の受付については、所要の法改正を検討することとしたい。 転入届、転居届等は、公権力の行使として行う住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであり、対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要なため、郵便局での取扱いは困難である。 印鑑登録（登録事項の修正を含む）の申請の受付は、公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであり、対面による厳格な本人確認が必要なため、郵便局での取扱い困難である。 納税証明書等の交付決定は、公権力の行使に該当するため、郵便局での取扱いは困難である。 【法務省】 戸籍謄本等の交付決定は、公権力の行使に該当するため、郵便局での取扱いは困難である。 戸籍謄本等の代理請求の受付については、裁量的判断が必要となるため、郵便局での取扱いは困難である。	○ 総務省からは、郵便局において住民票の写し等の代理請求の受付を可能とできないか検討したいとする第1次回答があったことを踏まえ、法務省においても同様に、郵便局において戸籍謄本等の代理請求の受付を可能とできないか検討いただきたい。 ○ 転入届や印鑑登録の申請等について、仮に、厳格な本人確認が必要であるとしても、市区町村職員がテレビ電話等を通じて本人確認を行うといった、デジタル技術を活用した見直しを検討いただきたい。 ○ パートタイムの郵便局職員を地方公務員（パートタイムの会計年度任用職員）として採用する運用ができないか検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
31	地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し (地方自治法) 【法律改正】 (管理番号：35)	中核市市長会 (総務省)	現行法上、原則禁止されている私人の公金取扱いについて、地方公共団体の全ての歳入において収納事務の私人委託が可能となるよう地方自治法又は同法施行令を改正する。 これにより、住民の利便性の向上につながるとともに、収納率の向上及び業務の効率化に資する。	地方公共団体に係る公金は、その性格に鑑みると、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保及び厳正な保管が強く要請されているものであることから、地方自治法第243条において私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止するものとしており、この原則を変更するようなことはできない。 特定の歳入科目により取組の支障が生じているのであれば、御提案いただいた内容について、上記原則や関係制度の趣旨とも照らしつつ、どのような対応が可能か検討したい。	○ 1次ヒアリングにおいて、私人による公金取扱いを禁止する原則を含め、財務制度全体について見直しを検討したい旨の発言があった。本年の「骨太の方針」において、デジタル・ガバメントの構築が最優先政策課題と位置付けられていることも踏まえ、多様な決済手段への対応等も含め、早期に検討を開始いただきたい。また、どのような場で、どのようなスケジュールで検討するのか、示していただきたい。 ○ 上記検討の結論を待たず、個別の歳入科目についても、私人に収納事務を委託しても問題がないことが明らかであるものについては、地方自治法施行令の改正により対応することを検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. 行政手続の効率化を通じて、住民等の利便性向上を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
32	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略 (生活保護法) 【省令改正】 (管理番号： 211)	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 (厚生労働省)	生活保護法に基づく指定医療機関がその名称に変更があった場合等に行う都道府県知事等への届出について、変更する事項のうち告示する事項ではないもの（管理者の氏名等）については届出を不要とする。 これにより、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	本提案において省略を求められている項目には、都道府県知事の行う指定取消事務に必要な情報も含まれていることから、指定取消の事務に支障が生じないよう届出事項の整理をした上で、都道府県の事務負担の軽減となるような地方厚生局と都道府県との情報共有の在り方を検討してまいりたい。	○ 指定取消事務に必要な情報であっても、都道府県等の事務負担軽減の観点から、地方厚生局から都道府県等へ情報共有すれば、届出を省略できるのではないか。 ○ 指定取消事務等に係る実態を必要最小限度で早急に確認し、2次ヒアリングでは一定の具体的な方向性を示していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. 行政手続の効率化を通じて、住民等の利便性向上を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
33	不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用 (登録免許税法、地方税法、不動産登記法) 【省令改正】 (管理番号：247)	神戸市 (法務省)	不動産の移転登記等を行う際に申請者が登記所に納付する登録免許税の計算について、地方税法第422条の3の規定により市区町村から登記所へ通知している「土地及び家屋の価格」の電子情報を用いて、登記所が課税標準の金額を確認し、登録免許税額の計算を行うこととする。 これにより、申請者は「土地及び家屋の価格」の確認のために役所を訪れる必要がなくなり、市区町村は固定資産課税台帳登録事項証明書(右欄において「証明書」という。)の発行の必要がなくなるため、住民の利便性向上及び行政事務の効率化に資する。	登記等を受けようとする者が納付すべき登録免許税額を算出し、登記の申請をし、登記官も適正な税額を確認して登記を実行するという制度とされており、登記官のみが登録免許税額を個別に算定する仕組みとする場合、登録免許税の納付方法の在り方そのものを見直す必要があり、税制改正の検討が必要であるため、対応は困難である。 一方、登録免許税額の算定に必要な課税台帳価格(＝課税標準の金額)については、毎年市区町村から通知している固定資産税課税明細書(以下「明細書」という。)等でも把握は可能である。 令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、証明書の取得及び提出の慣行をなくす観点から、市区町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、明細書等の活用などの方策を検討する対応方針が示されたところであり、事業環境改善のための関係府省連絡会議において、対応方針に沿い引き続き関係府省と検討を進めてまいりたい。	○ 評価額が市区町村から登記所にオンラインで提供された場合には、登記所において証明書や明細書等の添付を求める一切の運用を廃止し、オンラインで提供された評価額の電子データにより課税台帳価格を確認する運用を検討いただきたい。 ○ 上記の運用が直ちに実現困難である場合、登記所が課税台帳価格を確認するための書類については、申請人及び市区町村の負担を軽減する観点から、明細書が望ましいとする運用に一本化し、その旨を住民や法務局、司法書士、不動産業者等に対し、ホームページや通知等により周知いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. 行政手続の効率化を通じて、住民等の利便性向上を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
34	心身障害者 扶養共済制度の受給者の 現況確認 方法の見直し (独立行政法人 福祉医療機構法、 住民基本台帳 法) 【法律改正】 (管理番号： 215)	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 (総務省、厚生労働省)	地方公共団体が独立行政法人福祉医療機構に毎年報告する現況届等に添付する住民票（受給者等が地方公共団体に提出）に代えて、機構が住基ネットを用いて現況確認することを可能とする。 これにより、受給者等の利便性向上や地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	【総務省】 提案の措置を実現するためには、独立行政法人福祉医療機構が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行う事務を法律上明確に規定していただき、その上で、住民基本台帳法の別表に当該事務を規定する必要がある。 【厚生労働省】 提案は、全国の受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで地方公共団体の負担が軽減されとするものであるが、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方公共団体が、共済制度の実施（年金の支払）に必要であるために行うものであり、再保険を行う立場である福祉医療機構の業務とはならないと考える。	○ 保険事業を行う福祉医療機構（以下「機構」という。）が地方公共団体に対して、住民票の写しの添付を求めることの是非について前向きに検討いただきたい。 ○ 保険事業を行う機構において住民票の確認が必要であるならば、住民基本台帳法の別表に機構の事務を規定し、住基ネットの利用を可能とすることを検討いただきたい。 ○ 条例に基づく共済制度を実施している地方公共団体が住民票による確認を行うことが必要であるならば、当該事務を効率的に行えるよう、他の地方公共団体に在住している受給者についても住基ネットを活用して生存情報等の確認が可能となるような方策を検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. 行政手続の効率化を通じて、住民等の利便性向上を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
35	高等学校等 就学支援金 の支給に関 する事務に おけるマイ ナンバー制 度による情 報連携の対 象情報の拡 大 (行政手続にお ける特定の個人 を識別するため の番号の利用等 に関する法律、 高等学校等就学 支援金の支給に 関する法律) 【法律改正】 (管理番号： 222)	埼玉県 (内閣府、総 務省、文部科 学省、厚生労 働省)	高等学校等就学支援金の 支給に関する事務について、 申請者の受給資格（収入の 状況）を確認するため、マ イナンバー制度による情報 連携の対象に生活保護関係 情報を追加する。 これにより、申請者の負 担軽減及び都道府県の事務 効率化に資する。	高等学校等就学支援金の支給に関 する事務においては、情報照会によ り「生活保護関係情報」を取得す ることができない状況であるが、これ を改善することにより、申請者及び 行政の負担軽減につながるものと考え られる。 このため、今後、高等学校等就学 支援金の支給に関する事務において 「生活保護関係情報」の取得が可能 となるよう、関係省庁や支給権者で ある都道府県等と調整を行ってまい りたい。	○ 高等学校等就学支援金の支給 に関する事務において、マイナ ンバー制度による情報連携で 「生活保護関係情報」の取得が 可能となるよう、法改正に向け、 関係省庁、支給権者である都道 府県等と速やかに調整を進めて いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

5. 行政手続の効率化を通じて、住民等の利便性向上を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
36	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) 【法律改正】 < R 元 年 フォローアップ案件 > (管理番号：150)	熊本市 (経済産業省)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業、保安業務等に係る許可、登録、届出、検査等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する。 これにより、消防行政や高圧ガス保安行政を担っている指定都市で一体的に所管できるようになり、効率的な行政運営や統一的な指導に資する。	【令和元年対応方針】 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	○ 令和元年の対応方針において、「事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る」とされていることから、事務・権限の移譲について、関係地方公共団体及び事業者の意向を必要最小限度で早急に把握し、スケジュール感をもって検討いただきたい。 ○ 事務・権限の移譲に伴って生じる運用面等の懸念事項については、マニュアル等を整備することによって解消され则认为ることから、提案の実現に向け、前向きに検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
37	法律等に基づく計画策定に係る義務付け（実質的な義務付けを含む）の見直し （①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、②児童福祉法、③子ども・若者育成支援推進法、④子どもの貧困対策の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法、⑦児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について、⑧再犯の防止等の推進に関する法律） 【法律改正等】 （管理番号：210）	福島県 （内閣府、法務省、厚生労働省）	（1）法律により策定や内容、公表が義務付けられている計画について、地方公共団体が地域の実情等を踏まえて策定の必要性等を判断できるよう、策定等に係る規定を任意規定にするなどの見直しを行う。 （2）法律により策定は努力義務あるいは任意とされているが、計画内容や策定時の公表の義務付けや、運用として国による策定状況の公表がなされるといった実質的な策定の義務付けがなされているため、計画内容や策定時の公表の義務付けの廃止及び策定が任意であることを改めて周知するなどの見直しを行う。 これにより、地方公共団体が真に必要とする計画のみを策定することが可能となり、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。		次頁以降のとおり

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

関係府省からの第1次回答の概要

※フォローアップ案件は当該年の対応方針

①【内閣府（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）】

都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線でこうした施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。

都道府県基本計画については、既に全都道府県において策定済みであり、その内容については、適切な時期に見直していただき、法に基づく施策を進めていただくことが必要である。

なお、国においては、都道府県における策定が円滑になるよう、法に基づき、その策定指針となる基本方針を策定している。

②【厚生労働省（児童福祉法）】

都道府県障害児福祉計画については、障害福祉計画と一体的に作成できるとされているところであるが、このうち、例えば障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては、国の施策として、地域におけるサービス提供の整備状況等に大きな格差が生じ、障害者が必ずしも自らの選択によるサービスの提供が受けられないという問題等が生じないようにし、どの地域においても必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に、策定を義務付けているもの。仮に努力義務とした場合、前述の目的を達成できなくなる可能性があるため、努力義務化することは困難。

他方、計画の記載事項の一部、例えば障害福祉サービス等の必要な見込量の確保方策といった具体的な手法等については、努力義務として柔軟性を持たせることで、各自治体の実情に応じた対応をとれるよう配慮した内容となっている。

なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、障害福祉計画のうち、障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところであり、本提案はこれまで示されていた方針と矛盾することになってしまう。

③【内閣府（子ども・若者育成支援推進法）】

都道府県子ども・若者計画の策定については、子供・若者の健やかな育成を図るため、国の子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、同計画を定めることとされている一方で、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきとの地方分権の趣旨から、努力義務とされているものである。

また、都道府県子ども・若者計画等が財政措置の要件になっているということは承知していないが、既に同計画を策定済みの都道府県においては、適切な時期に見直していただきたい。

なお、同計画について、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えない旨の運用をしているところ。

④【内閣府（子どもの貧困対策の推進に関する法律）】

都道府県基本計画については、平成25年の法案策定の際に、議員立法において、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うため、国の子どもの貧困対策に関する大綱を勘案し、都道府県子供の貧困対策計画を策定するよう、努力義務として盛り込まれたものであると承知している。

また、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨の事務連絡を発出している。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
37	⑤【厚生労働省（次世代育成支援対策推進法）】 都道府県行動計画の策定については、「できる規定」であって策定は任意化されており、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。加えて、行動計画策定指針において、子ども・子育て支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないこととしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。 以上については、昨年度も含め既に繰り返し通知で明記して周知しているところであり、再度の周知は不要であると考えている。 ⑥【厚生労働省（母子及び父子並びに寡婦福祉法）】 ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが重要である。このため、国としては各都道府県等のニーズに則した自立促進計画の策定にご尽力いただきたいと考えており、法律上策定が努力義務になっていることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。 ⑦【厚生労働省（平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）】 平成28年改正児童福祉法において位置付けられた家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にする必要があることから、各都道府県に対して社会的養育推進計画の策定をいただきたい旨を通知しているところである子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育推進計画の策定が子ども家庭局長の通知に基づくものであることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。 ⑧【法務省（再犯の防止等の推進に関する法律）】 地方再犯防止推進計画については、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられているところ、地方公共団体における計画の策定は、努力義務とされており、財政措置の要件等とされているものではない。 また、計画策定の時期や手続についても、策定した計画を遅滞なく公表する努力義務を定めているのみであり、地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。	○ 計画の策定等に係る努力義務規定や「できる規定」は、法的に各地方公共団体に計画の策定等を義務付けるものではなく、各地方公共団体の判断に委ねられているものと解すべきではないか。 ○ 地方公共団体は関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じており、計画の策定に関する規定は不要ではないか。 ○ 計画の策定に係る規定を存置する場合でも、各地方公共団体の総合計画をはじめとする既存の計画や会議の集約結果等を法律等に基づく計画とみなすことを可能にするなど、計画策定に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討すべきではないか。また、特に市町村における計画策定については一層の配慮が必要ではないか。 ○ 計画の改定等のタイミングや計画の期間については、各地方公共団体の判断に委ねられていることを改めて明確に示すべきではないか。 ○ 複数の法定計画を地方公共団体において一体的に策定することも許容されているとのことだが、地方公共団体は、策定等に当たり各法律等の内容に配慮する必要があるとともに、各大綱等の改定に伴い計画の改定を求められるという実態がある。国において、法定計画の統合、大綱等の改定期期の統一など、地方公共団体の事務負担を軽減するための見直しが必要ではないか（③、④、⑤、⑥に基づく計画）。 ○ 第3次勧告に照らして適当でない公表の義務付けについては見直すべきではないか（①、③、④に基づく計画）。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
38	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し (新型インフルエンザ等対策特別措置法) 【法律改正】 (管理番号： 229, 230)	兵庫県 (内閣官房)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限について以下の見直しを行うことで、都道府県知事の判断による迅速な要請や指示等が可能となるとともに、都道府県知事が行う指示の実効性を担保し、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。 ① 特定都道府県知事として、第45条の中で、業種や類型ごとの要請、個別の施設管理者等に対する要請、それに次ぐ指示を一連で行うことを可能とする。 ② 第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、国との事前協議を廃止する。 ③ 第45条第3項の指示の実効性を高めるために必要な法整備を行う。	次頁のとおり	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
38	①第45条における業種や類型ごとの要請 ・特措法第45条第2項又は第3項に基づく、特定都道府県知事による施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていること、特措法第45条第3項に基づく指示は、行政手続法第2条第4号の不利益処分該当すると考えられることを踏まえると、施設の使用制限等の要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことが予定されている。 ・特措法第45条第2項又は第3項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示を行った場合における、特措法第45条第4項に基づく公表も、特定可能な個別の施設名等を広く周知する趣旨で実施している。 ・実態としては、特措法第24条第9項に基づく要請により、多くの事業者が要請に従っていただいている。 ②第45条関係の国との事前協議 ・緊急事態措置等の実施に係る事前協議は、基本的対処方針において定められている。 ・新型コロナウイルス感染症が全国各地で発生しているという性質上、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針に則った取組が行われているのか等を確認する必要がある。 ・基本的対処方針等に基づく事前協議を行うことにより、特措法第20条の総合調整権や特措法第33条の指示権によらずとも、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっている。 ③第45条第3項の実効性を高める法整備 ・立法事実の有無について確認する必要がある。 ・憲法上の議論について整理する必要がある。	○ 提案の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、国と地方の役割や責任の分担に関して地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら、今後、所要の見直しを検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
39	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用 (地方公務員法) 【法律改正】 (管理番号：241)	寝屋川市 (総務省)	地方公務員について、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることを可能とする。 これにより、実際の業務量に合わせた勤務時間を設定することが可能となり、業務の繁閑による時間外勤務の偏りが平準化され、地方公務員の働き方改革の推進に資する。	地方公務員の勤務時間制度は、労働基準法の規定を原則として適用することとしつつ、公務特有の要請に応えるため、国家公務員の勤務時間制度との権衡を考慮し、必要な限りにおいて労働基準法の適用を除外しており、1年単位の変形労働時間制については、他律的な要因による影響を大きく受ける公務一般において、相当長期における業務の繁閑を見通してすべての勤務日及び勤務時間を確定することは困難であると考えられることなどから、適用を除外している。 地方公務員における働き方改革の実現に際しては、本来的な労働時間制をできる限り保障することを基本として、業務そのものの縮減・効率化など、任命権者による措置と相まって進めることが重要であると考えている。 以上から、地方公務員における変形労働時間制のあり方については、現行の適用関係が適当と考えている。	○ 地方公務員に係る業務の実態等を把握し、1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の導入に関する需要や必要性を精査すべきではないか。その上で、地方公務員独自の需要や必要性が認められるのであれば、国家公務員に先んじて導入すべきではないか。 ○ 第1次回答においては、「1年単位の変形労働時間制については、相当長期における業務の繁閑を見通すことは困難であると考えられることなどから、適用を除外している」とされているが、例えば3か月間であれば、業務の繁閑を見通すことは可能ではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

6. その他関係規定の見直しにより行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
40	日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化 (日本赤十字社法、地方自治法) 【法律改正】 (管理番号：244)	神戸市 (総務省、厚生労働省)	日本赤十字社の活動資金について、現在、地方公共団体が協力してその募集や受領等の事務を行っているところ、事務の法的根拠を明確化し、当該金銭を歳入歳出外現金として取り扱うことを可能とする。 これにより、地方公共団体における事務の円滑化等に資する。	日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区分区」の実態を把握した上で対応について検討したい。	○ 必要最小限度で早急に実態把握を行うとともに、日本赤十字社の活動資金となる寄付金等の現金を地方公共団体が取り扱う際の法的根拠がないことへの対応策を検討いただきたい。